

ナラティブ犯罪学における近年の展開

—規範的コミットメント・ナラティブ的介入・ナラティブ的闘争—

Recent Developments in Narrative Criminology:
Normative Commitment, Narrative Intervention, and Narrative Agonism

平井 秀幸

Hideyuki HIRAI

<要旨>

本論文では、近年の犯罪学関連領域のなかで急速に注目を集めている「ナラティブ犯罪学」に注目し、その概括的レビューを試みると同時に、それを通して、「規範的コミットメントを明示する」複数の学究間での「ナラティブ的闘争」の重要性を示唆する。ナラティブ犯罪学は比較的新しい学問領域であるが、犯罪学の内外を問わずさまざまな過去の学的アイデアから影響を受けており、緩やかではあるが構築主義的な志向性を有している。後発学問とも言えるナラティブ犯罪学は、急速に「構造」と「エージェンシー」を接合するような研究指針を掲げるようになってきているが、それはナラティブ犯罪学の本拠地のひとつでもある、「犯罪」からの「離脱」をめぐる研究領域において確認できる。また、ナラティブ犯罪学はフェミニズムとも密接な関係性を有するが、そこでは *doing gender* 研究において顕著なように、「構造」と「エージェンシー」を架橋するとともに、研究者が有する「規範的コミットメントを明示する」ナラティブ犯罪学が志向されている。現実世界におけるナラティブ的ヘゲモニーは重層的かつ複雑であり、ハームフルなマスター・ナラティブに対して複数のナラティブ犯罪学者が多様な対抗ナラティブを提示するとともに（「ナラティブ的介入」）、それらの相互批判を接続させ続けていくことが重要であろう。その意味で、むしろ賭けられているのは、「規範的コミットメントを明示する」ことそれ自体ではなく、「いかなる規範的コミットメントが望ましいのか」をめぐる複数のナラティブ的介入がせめぎあう「ナラティブ的闘争」のアリーナ整備ではないだろうか。

<キーワード>

ナラティブ犯罪学、*doing gender*、規範的コミットメント

1、問題関心

近年の「犯罪」研究において、何らかのかたちで「犯罪」をめぐる「ナラティブ (Narrative)」に注目する研究が存在感を高めている。本論文の目的は、そのなかでも自覚的に「ナラティブ犯罪学 (Narrative Criminology)」という学問領域を形成しようとする潮流に注目し、その概括的レビューを試みることである。ナラティブ犯罪学は比較的新しい学問分野であり、その多くは「犯罪」からの「離脱」などを対象とする経験的研究であるが、実はその中核的問題関心には「規範的なもの」をめぐる論点が含まれている。本論文では、ナラティブ犯罪学における近年のふたつの展開をあとづけることから出発し、ナラティブ犯罪学がその展開への対応をめぐる、いかに「規範的コミットメントを明示する」ものとそうでないものに分化していくかを

考察する。それを通して「規範的コミットメントを明示する」複数の学究間での「ナラティブの闘争」の重要性を示唆することをめざしたい。

1-1、ナラティブ犯罪学とは何か

ナラティブ犯罪学とはいかなる領域として定義されるだろうか。仲野由佳理は、従来日本で関心を集めてきた「ナラティブ・アプローチ」——特に、野口裕二らによって積極的に紹介・整理されてきた、「ナラティブ（語り、物語）」概念を手がかりに臨床／非臨床場面における種々の現象理解を達成しようとする、社会構成主義からの影響を受けた領域横断的な学問／実践的アプローチ——に言及しつつも、ナラティブ犯罪学をそれとは独立の動向として定式化している（仲野 2018）。仲野も示唆する通り、ナラティブ犯罪学は「ナラティブ」概念を手がかりに「犯罪」現象に迫る点において「ナラティブ・アプローチ」と共通性を有するが、「外在化」「無知の姿勢」「リフレクティング」といった臨床由来の概念を活用することは稀であり、「ドミナント・ストーリーからオルタナティブ・ストーリーへ」「問題の解決から解消へ」といったナラティブ・セラピーの発想に照準することも少ない。その意味で、ナラティブ犯罪学を理解しようとする際に第一に留意すべきなのは、日本での「ナラティブ・アプローチ」の展開とのあいだに過度の接続を図らないようにすることであろう。

ナラティブ犯罪学の主唱者である Lois Presser と Sveinung Sandberg によれば、「ナラティブ犯罪学とは、ストーリーをハームフルな行為からの離脱を促進・維持・達成するものとみなす観点に依拠したあらゆる探究である。われわれは、いかにナラティブがハームフルな行為を鼓舞したり動機づけたりするのか、そして、いかにナラティブがハームというものを理解するために用いられるのかを探求する」（Presser & Sandberg 2015a : 1）とされる。山口毅も述べるように、ナラティブ犯罪学は必ずしも刑法犯等に代表される狭義の「犯罪」概念を自明視せず、研究対象を社会的ハーム（social harm）にまで拡大しようとする志向性を有するが（山口 2018）、上記 Presser と Sandberg の定義からは、そうしたハームフルな行為の背景・離脱・解釈といったさまざまな側面を、「ナラティブ」概念を援用しながら研究する点に力点が置かれていることがうかがえる。

1-2、ナラティブ犯罪学の第一の特徴——古くて新しい学問領域

学説史的に見れば、ナラティブ犯罪学は以下の二つの特徴を有していると考えられる。第一に、「古くて新しい学問領域」であるという点であり、第二に、「緩やかな構築主義」とも言える性格を帯びているという点である。

第一に、Alfredo Verde も述べるように、ナラティブ犯罪学は「Presser（2008）によって創始された」という“新しい”側面と、「犯罪学の草創期から連綿と続く多くの先駆者を持つ」という“古い”側面の両者から成っている。確かに、「ナラティブ犯罪学」という学問領域の名称を自覚的に掲げたのは Presser（2008）であり、近年北欧を中心に研究のネットワーク化が急速に進展していることから（仲野 2018）、当該領域が成立間もない現在進行中のプロジェクトであることに間違いはない。しかし、Verde（2017）がレビューしているように、ナラティブ犯

罪学に関しては、「(ロンブローゾらの犯罪人類学にはじまる) ヨーロッパ犯罪学における臨床的研究」「アメリカの社会学的研究(シカゴ学派の社会学、特にショウらのライフヒストリー研究)」「(より最近では)サイクスとマツァによる中和の理論や、象徴的相互作用論・ラベリング論から社会構築主義への展開」といったさまざまな「先駆者」の存在が指摘されてきた。近年のナラティヴ犯罪学に強い影響を与えている Sadd Maruna や Lonnie Athens の研究 (Maruna 2001 = 2013, Athens 1994) や、詩学・認知理論・構成犯罪学・文化犯罪学等の(互いに直接言及することは少ないが)関連したテーマを追跡している領域までも含めると、その数はかなりのものになるだろう (Presser 2016, Verde 2017)。ナラティヴ犯罪学には、「器は新しいが中身は歴史的に準備されてきたアイデアを多く含む」という強い自覚が存在しているのである。

1-3、ナラティヴ犯罪学の第二の特徴——緩やかな構築主義

第二に、これは日本の「ナラティヴ・アプローチ」とも共通する傾向だが、上で述べた「先駆者」たちからの影響もあり、ナラティヴ犯罪学では「緩やかな構築主義」というべき方法的スタンスが採用されているという点である。Jody Miller らが以下で述べるように、ナラティヴ犯罪学は行為の内容や実体を示すものとしてナラティヴを捉えるのではなく、社会的現実や相互行為がナラティヴによって構成されていくという側面に注意を払う。

ナラティヴ犯罪学とは、以下の示唆を含む学問領域である。ナラティヴは単なる特定の出来事の語り直しでも行為に対する後付けの(再)解釈でもなく、未来の行為を形作り導くものでもあるだろう。なぜなら、人間は自らが自身について創造する自己物語に沿ったやり方で行為する傾向があるのだから。

(Miller et al. 2015 : 70)

もともと、ナラティヴ犯罪学を自称する諸論考においては、構築主義に依拠することは詳細な説明を付すべき目的というよりは、「ナラティヴ・ターン」を経由したところにうまれた当該領域としては、ややもするとさほど問い直す必要のない前提とされている印象を受ける (Presser & Sandberg 2015a, Presser 2016)。その意味でも、ここではナラティヴ犯罪学が奉じる構築主義を「緩やかな構築主義」とやや留保的に捉えておくことにしよう¹。

1-4、ナラティヴ犯罪学における二つのシフト

学説史的な意味での以上のナラティヴ犯罪学の特徴は、当該領域が(構築主義的な学究や、「ナラティヴ」概念を手がかりに社会現象を研究するその他の学問領域と比較すると)相対的に後発領域であることを示唆する。Presser (2016) は、1970年代には既に各所で進行していた「ナラティヴ・ターン」が犯罪学領域において遅滞し、結果としてナラティヴ犯罪学の登場を待たなければならなかった理由を、以下四点の「犯罪学的例外主義 (criminological exceptionalism)」としてまとめている。

- 犯罪学においてナラティヴは、あくまで（相互）行為の忠実な「記録」として受け止められ、自己やアイデンティティが構成される場というよりは「データ・ソース」として理解されてきた。
- （これは犯罪学だけではなく社会科学一般にあてはまるが、）ナラティヴよりも統計に信が置かれており、ナラティヴはあいまいかつ個別的で不正確なものだと理解されてきた。
- （社会学などと比較して）犯罪学には刑事司法システムを自明視する研究が多く、「犯罪者」が発する言葉は信用のおけないものとみなされてきた。とはいえ、刑事司法システムに懐疑的だった批判的犯罪学でもナラティヴの導入は遅れた。それは、かれらが主流派犯罪学に対抗する観点として選んだのが「社会構造」だったからである。
- 犯罪学は集団からなるさまざまな法的アクション（例：ジェノサイドをめぐる世論形成など）にさほど関心を示さなかったため、集合行動論におけるナラティヴの隆盛を受けとめることができなかった。

（Presser 2016：146-147）

だとすれば、Presserによる提唱以後も急速な勢いで拡大・変化しているナラティヴ犯罪学の動向は、ある種の“後発効果”として理解できるかもしれない。犯罪学における「ナラティヴ・ターン」の“遅滞”は、他領域において1970年代以降に蓄積されてきたナラティヴをめぐる学的反省の、ナラティヴ犯罪学への“急速”な取り込みという帰結をもたらしている可能性がある。Verde（2017）によって指摘された、近年のナラティヴ犯罪学における二点の学的変動は、そうした仮説を支持するものであろう。

Verdeは、ナラティヴ犯罪学における近年の展開を、

- A、統一的な自己をあらわすものとしてナラティヴをみる研究、から、流動的かつ多元的なものとしてナラティヴをみる研究へ（「固定的／本質的なナラティヴ研究から、可変的／流動的なナラティヴ研究へ」）
- B、個人的ナラティヴに注目する研究、から、個人的ナラティヴと社会構造やディスコースとの関係に注目する研究へ（「自己ナラティヴ研究から、マクロな社会構造やマスター・ナラティヴ（ハビトゥス、ディスコース）への注目へ」）

という二つの問題関心の「シフト（転換）」としてまとめている（Verde 2017）。上記二点は、決してナラティヴ犯罪学にとどまらない、文字通り「ナラティヴ・アプローチ」全般がここ数十年間において反省的に経験してきた、ある種の“普遍的”転換であり、後発領域であるナラティヴ犯罪学はそれを圧縮されたかたちで経験していると考えられよう。

1-5、本論文の構成

本論文以下では、第一に、ナラティヴ犯罪学の第三の特徴とも言える「離脱（desistance）」研究との密接な関係性に着目し、「離脱」研究の展開を具体例としながら、上述したナラティヴ犯罪学における近年の二つのシフトについてより踏み込んだ解題を行う。続いて第二に、シフトAとシフトBを接合するような展開の一例として、フェミニズム的な立場に立つナラティヴ

犯罪学をとりあげ、その検討を通して「規範的コミットメントを明示する」ナラティヴ犯罪学と、「規範的コミットメントを明示しない」ナラティヴ犯罪学という理念的な区別を抽出する。そして第三に、前者の「規範的コミットメントを明示する」ナラティヴ犯罪学がいかんにして可能か、という問いに対して、Jennifer Fleetwoodの「ナラティヴ的介入（narrative intervention）」概念（Fleetwood 2016）を手がかりに考察する。加えて、本論文の末尾において、後者の「規範的コミットメントを明示しない」ナラティヴ犯罪学から寄せられた応答（仲野 2018）に対する再応答を試みる。

2、ナラティヴ犯罪学と、「犯罪」からの「離脱」をめぐる研究

2-1、ナラティヴ犯罪学と「離脱」研究

近年の「犯罪」研究において、「犯罪」からの「離脱」をめぐる研究が注目を集めている。「離脱」研究は、「非行」の卒業や「犯罪」からの立ち直りに光を当てた1990年代のライフコース犯罪学を皮切りに、特に2000年代以降、犯罪学研究の焦点を、伝統的なテーマである「犯罪」の原因や過程から、「犯罪」からの「離脱」の原因や過程へとシフトさせることになった。特に近年においては、質的な研究手法を活用しつつ「離脱」のプロセス分析を志向する経験的研究が多く蓄積されている。そのなかで、「離脱」のメカニズムを説明する核としてつとに指摘されるのが、“認知的変容に基づく生成的アイデンティティの形成”であろう。結婚や雇用といった外的な出来事（ターニング・ポイント）は確かに重要ではあるが、それに対する元「犯罪者」自身の主観的意味づけ（認知的変容）が伴わない限り「離脱」はもたらされない、という議論である（平井 2016）。

こうした「離脱」研究とナラティヴ犯罪学のあいだには、極めて密接なつながりがある。それは、PresserとSandbergによって編まれたナラティヴ犯罪学の主要リーディングスである『Narrative Criminology』に、現代における「離脱」研究の大御所のひとりであるSadd Marunaが序言を寄稿していることからもうかがい知ることができよう。Maruna自身が「（「離脱」研究の）問いは『いかんにして』離脱が機能するのか、であり、しばしばその答えを得るために、長期間にわたる個人に対する縦断的研究や犯罪から遠ざかった者の自己ナラティヴに対する質的研究がなされる」（Maruna 2017: 8）と述べているように、ナラティヴ犯罪学と「離脱」研究が深い関係性を有することは決して偶然でも、驚くべきことでもない。「離脱」研究は「犯罪者」の自己ナラティヴの変容を通して「離脱」過程を解明しようとする学的関心を有しているものであり、それゆえに、「この研究（「離脱」研究）は『ナラティヴ犯罪学』と定義される一連の研究の発展に対して影響を与えてきた」（Maruna 2016: 294）と同時に、ナラティヴ犯罪学自身が「離脱」研究を最大のフィールドとしながら発展を遂げることになったのである。

もちろん、本論文冒頭に掲げたPresser & Sandberg（2015a）によるナラティヴ犯罪学の定義からも明らかなように、「離脱」研究はナラティヴ犯罪学における種々の学究のあくまでもひとつに過ぎず、両者は完全に重なり合うものではない（「離脱」以外を研究対象とするナラティヴ犯罪学もあり得るし、ナラティヴ概念を援用しない「離脱」研究も存在する）。また、主要な

「離脱」研究の多くが刑法犯を中心とする「犯罪」概念を自明視する傾向が強いのに対し、先述のようにナラティブ犯罪学は研究射程を社会的ハームにまで拡げている点など、差異も少なくない。しかし、それでもなお、こうした「離脱」研究との密接なつながりは、「古くて新しい学問領域」「緩やかな構築主義」といった特徴に続く、現代のナラティブ犯罪学の第三の特徴と言すべきものとなっている。

2-2、「離脱」研究に見る、ふたつのシフト

そうだとすれば、われわれは前節で見たナラティブ犯罪学におけるふたつのシフトを、「離脱」研究の展開のなかにも見出すことができるのではないだろうか。本節以下では、そうした関心に基づき、「離脱」研究——特に何度か触れている Maruna の研究をはじめとする経験的研究——を素材としながら、「固定的／本質的なナラティブ研究から、可変的／流動的なナラティブ研究へ」と「自己ナラティブ研究から、マクロな社会構造やマスター・ナラティブ（ハビトゥス、ディスコース）への注目へ」という二つのシフトについて、より具体的なイメージを描き出してみたい。しかし、まずはそのための準備作業として、Maruna（2001 = 2013）において提唱された「贖罪の脚本（redemption script）」をめぐる議論を確認しておこう。

Maruna は、「犯罪」を続けている者と停止している者（両者のほとんどが過去における薬物の習慣的使用経験を持っていた）の自己物語を比較し、「離脱」群に特徴的に見られる語りを「贖罪の脚本」として定式化した。それは、おおよそ「本当の自分は『本物の犯罪者』とは違う善人である」「過去を変えることはできないが、現在と未来は自分がコントロールできる」「生成的な（社会や次世代の役に立つ）人間でありたい／活動をしたい」という三つの特徴から成るナラティブである。この「贖罪の脚本」は、「自己変容を経験しつつある人々に対する支援サービスの提供を改善するのにどのように役立ちうるかに関する示唆」（Maruna 2001 = 2013 : 18）として、換言すれば「処遇や支援上活用される「離脱」の規範的モデル」となることが期待されている。つまりそこには、“望ましい処遇・支援とは、より多くの対象者が「贖罪の脚本」に沿った語りをできるように処遇・支援することである”という前提が垣間見えるのである。「贖罪の脚本」に基づく処遇・支援は、これまでの厳罰モデルのように応報や無害化に焦点化するものでも、医療モデルのように依存者の欠点（病理やリスク）をなくそうとするものでもなく、対象者の長所や有用性に注目するがゆえに「長所基盤アプローチ（strength-based approach）」と呼ばれることもある。過去の「犯罪」経験を長所に変え、現実と未来に対して楽観的すぎるほどに肯定的となり、社会の役に立つことを切望する——そうしたナラティブを語れるよう援助していく「贖罪の脚本」に基づく処遇・支援は、日本においても少しずつ注目を集めつつある（平井 2016・2019）。

畢竟、ナラティブ犯罪学における二つのシフトは、この Maruna の「贖罪の脚本」に対する“経験的”および“理論的”反論としても理解可能ではないだろうか。「離脱」研究におけるシフト A は、「離脱」のナラティブの多様性・流動性の指摘として現れているが、これは「贖罪の脚本」に対する“経験的”反論として、そして「離脱」研究におけるシフト B は、「離脱」研究における「離脱」のマスター・ナラティブへの注目として現れているが、これは「贖罪の脚

本」に対する“理論的”反論として、それぞれ観察できるのである。

2-3、「贖罪の脚本」への経験的反論

第一に、Marunaの「贖罪の脚本」は「離脱」研究に大きなインパクトを与えたが、他方で後続する経験的研究による多方面からの批判を浴びることになった。

まず、MarunaとStephen Farrallによる「第一次的離脱(primary desistance)」と「第二次的離脱(secondary desistance)」の区別(Maruna & Farrall 2004)に対する、Sam Kingによる批判(King 2013)が重要である。Marunaの「贖罪の脚本」や長所基盤型アプローチにおいては、「第一次的離脱(「犯罪」行為の一時中断)」と「第二次的離脱(アイデンティティの変容に伴われた「犯罪」から離れた長期間の生活の維持)」が区別されたうえで、自己ナラティブの変容として観察される「第二次的離脱」へと至ることの重要性が指摘される。しかし、Kingによれば、実際には「第一次的離脱」に「第二次的離脱」が先行するケース——「第二次的離脱」の要素がかなり早くにみられる例や、「第一次的離脱」の要素がかなり遅くなって現れる例など——が存在するのであり、両カテゴリの流動性に留意することが必要である(King 2013)。Kingの議論をラディカルに理解すれば、「贖罪の脚本」に基づく自己ナラティブを語りながら、同時に「犯罪」行為を継続することは十分にあり得る、ということにもなる。

続いて、Fergus McNeillは、「犯罪」からの「離脱」には、「第一次的離脱」や「第二次的離脱」に加えて、コミュニティへの所属や他者からの承認を感受できるようになる「第三次的離脱」の側面があると述べている(McNeill 2014)。McNeillの議論からは、「離脱」が、「(犯罪)行為の一時中断やアイデンティティの変容といった」個人内で完結できる側面に加えて、周りの人々の期待・介入・承認・評価といった他者との関係性のなかではじめて達成され(挫折し)得る側面を有していることが理解できる。

最後に、Presserによる「贖罪の脚本」の批判的検討は、「離脱」の多様性をより明確に主張するものとなっている(Presser 2008)。Presserによれば、「離脱」過程において語られる道徳的自己のナラティブには、「改善のナラティブ(reform narrative):昔は悪かったが今は善くなった」「安定のナラティブ(stability narrative):昔も今も一貫して善い」「融通のナラティブ(elastic narrative):プロットも反省も明確でなく、結果として『離脱』にあまりコミットしない」等の多様なヴァリエーションがあるという。「贖罪の脚本」に比較的近いと考えられる「安定のナラティブ」にしても、必ずしも他のナラティブと相互排他的なものではない。

ことほどさように、「離脱」研究の経験的研究を中心とする知見からは、「離脱」プロセスで観察されるナラティブが必ずしも固定的・本質的なものではなく、むしろ可変的・流動的であることが浮かび上がってくる。

2-4、「贖罪の脚本」への理論的反論

第二に、Marunaの「贖罪の脚本」には、経験的批判に加えて、その背後仮説に対する理論的批判も多く寄せられている。

平井秀幸は、「贖罪の脚本」を“語る”側への過度の注目を批判し、それを“書く”ないし

“語らしめる”側に注目することの重要性を論じている(平井 2014・2019)。Marunaをはじめとする近年の「離脱」研究は、Sampson & Laub (1993)以降の初期の「離脱」研究において雇用機会や社会資本といった社会構造的側面が「離脱」要因として偏重されていたことを踏まえて、ナラティブ(「贖罪の脚本」)を“語る”個人の主体性や創造性に焦点化した。しかし、野口が指摘するように、ナラティブは現実の組織化作用とともに現実の制約作用を有していてもいる(野口 2018)。「贖罪の脚本」も、主体的に語られるなかで現実を創造的に組織化していく自己ナラティブであると同時に、個人の言語行為に対する規範的期待や与件的枠組として制約的に作用するマスター・ナラティブでもある。Donileen Losekeは、語られたアイデンティティを三つのレベル(マクロレベル(文化的ナラティブ)、メゾレベル(制度的／組織的ナラティブ)、ミクロレベル(個人的ナラティブ))に区分し、マクロ・メゾ両レベルへのより一層の注目を促している(Loseke 2007)。ミクロレベルにおいて、個人は上位のレベルのナラティブを参照しながら自己を定義づけるのであり、Losekeはマクロレベルの文化的ナラティブを「公式ストーリー(formula story)」とも言い換えている。これまでの「離脱」研究は、主体的・創造的に「離脱」という現実を組織化していく自己ナラティブの側面に注意を払うあまり、自己ナラティブを制約するマスター・ナラティブないし公式ストーリーとしての「贖罪の脚本」の側面を看過してきた——「贖罪の脚本」に対する理論的批判は、以上のような意味で、「個人的ナラティブに注目する研究から、個人的ナラティブと社会構造やディスコースとの関係に注目する研究へ」というナラティブ犯罪学における関心のシフトを象徴するものであると言えるだろう。

このように考えてみると、ナラティブ犯罪学における二つのシフトは、野口の言うナラティブの組織化作用と制約作用を、双方ともにラディカル化させるかたちで進行していると捉えることができるかもしれない。シフトA(ナラティブの多様性・流動性の指摘)は、「贖罪の脚本」においてナラティブの組織化作用が十分に把握されていないという点を反省するものであるのに対して(“「離脱」の自己ナラティブにおける主体性や創造性は、より多様で可変的／柔軟なかたちで展開され得る”)、シフトB(マスター・ナラティブへの注目)は上述のように、「贖罪の脚本」においてナラティブの制約作用が看過されている点を反省するものであった。次節においては、ある種相反するベクトルを有するように見えるこの二つのシフトが共在する領域のひとつとして、フェミニズム的な立場に立つナラティブ犯罪学に注目し、そこにおいて「構造」と「エージェンシー」の関係性をめぐる問題がどのように取り扱われているのかを考察したい。

3、「構造」と「エージェンシー」——フェミニズム的なナラティブ犯罪学の展開

シフトAとシフトBは、上述のように、「贖罪の脚本」やそれに関連した「離脱」研究の議論をある種反対方向から挟撃するような批判として把握できる。しかし、それは必ずしもシフトAとシフトBが矛盾したり、両立不可能なものであることを意味しない。本節では、「構造」と「エージェンシー」の相互規定性を重視するフェミニズム的なナラティブ犯罪学をとりあげ、ナラティブ犯罪学の最前線(のひとつ)を同定してみよう。

3-1、フェミニズム的視点とナラティブ犯罪学

ナラティブ犯罪学の研究蓄積を概観してすぐに気がつくのは、フェミニズムの観点からのジェンダー・セクシュアリティ研究が他の犯罪学領域に比しても多い、という事実である。前述した『Narrative Criminology』に関しても、寄稿された10本の論文中、実に3本がフェミニズムの視点を採用ないし援用したものであった。そして、Presser & Sandberg (2015b) が述べるように、ナラティブを「構造」と「エージェンシー」を架橋する媒介項と捉えるならば、このことは決して偶然ではない。

Presser と Sandberg は、ナラティブ犯罪学の目標として、「ヘゲモニー的なストーリーを精査し、創造的なストーリーテリングに対する構造ゆえの限定条件づけを調査すると同時に、抑圧された者の語りが世界についてのヘゲモニー的理解を転覆する様子を調査すること」(Presser & Sandberg 2015a : 14) を挙げているが、換言すればこれは、シフト A とシフト B を同時に達成すること(ナラティブの現実組織化作用と現実制約作用を同時に探求すること)を意味している。そして、Presser と Sandberg は、こうしたことを可能にする仕掛けのひとつとして、フェミニズム的観点からのナラティブ分析に着目する。例えば、ナラティブ的に構成されたジェンダー規範(例えば、善き妻や母親モデル)が「犯罪」や「離脱」の自己ナラティブを規定すると同時に、個人の多様かつ可変的なナラティブ実践が別様のジェンダー規範をアクティブに再生産/改変していく(そしてそれが再び新たなジェンダー規範としてナラティブ的に構成される…)、といった分析は、フェミニズム的なナラティブ犯罪学の十八番であろう。そこでは、「構造」(マスター・ナラティブとしてのジェンダー規範)を書き換える個人の「エージェンシー」と、「エージェンシー」(自己ナラティブの創造)を条件づける「構造」が相互規定的な関係を切り結びながら現実を動的に構成/再構成していくさまが分析対象となる。シフト A とシフト B がナラティブ分析として接合されるのである。

3-2、ナラティブ犯罪学における doing gender 研究

そうした分析の具体例として、ここでは doing gender 研究をとりあげよう。平山亮は、Candace West と Don Zimmerman の議論をひきながら、ある個人が属する(とみなされる)性別カテゴリを参照してその個人の行為や置かれた状況を説明可能(accountable)にする実践をして、「ジェンダー」とする定義を紹介している(平山 2017 : 108)。ジェンダーは社会・文化的性差(社会文化的に制度化された「女らしさ」や「男らしさ」として理解されることが多いが、そのような説明自体が「ジェンダー」を行うこと(d doing gender)のひとつの実践に他ならない。ジェンダーによる差異((女ではない)男/(男ではない)女)が維持・再生産されるのは、性別カテゴリに結びつけられた特定の規範的意味づけ(例えば、「ケアの主たる担い手は女性であるべきだ)のもとで行為や状況を理解し説明することを通してであり、「その意味で、ジェンダーとは『行うこと(d doing)』である」(平山 2017 : 108)。

刑務所において処遇プログラムを受講中の女性覚せい剤使用者へのインタビュー調査に基づく Miller らの研究は、使用者たちの自己ナラティブが社会内で制度化されている「善き妻」「善き母親」「性的魅力ある女性」といったジェンダー役割といかに関連づけられて語られるかに注

目している (Miller et al. 2015)。過去、頻繁な覚せい剤使用を行っていた際、多くの女性は親密な関係性にあった男性パートナーによる(準)強制的使用の経験を有していた(例えば、「性行為時に男性から覚せい剤を打たれた」や「男性からの暴力の痛みを忘れるために使用した」など)のだが、それがインタビュー・データ(彼女たちのナラティブ)のなかに見出されることは少なかった。その代わりに、彼女たちは自らの覚せい剤使用を、女性性を“上手に”遂行するための積極的手段だったと語ったのである。覚せい剤を使用することで子育てと家事をこなし、同時に(多くの場合はセックスワークを伴う)過酷な労働とそれらを両立することができた。また、覚せい剤によって、不健康な生活下でもなんとか性的に魅力的な痩せた身体を維持することができた。覚せい剤使用は、女性たちの「エージェンシー」を発現可能とした貴重な経験として語られたわけである。

それに対して、同じく刑務所に収容中の「ミュール (mules)」と呼ばれる薬物の運び屋である女性たちを対象とした Fleetwood の研究では、ミュールが自らの「犯罪」行為について戦略的な沈黙を正当化するための資源として、規範的な女性性を活用していることが明らかにされた (Fleetwood 2015)。そこでは「(ペラペラと)しゃべらない」ことが「刑事司法への反逆」ではなく、寡黙で受動的であることを善しとするジェンダー規範のもとでの「善き女性性の実践」となると理解されていた(逆に、男性の場合であれば、「(潔く)しゃべらない」ことは「男らしくない」という非難にさらされてしまうだろう)。ミュールたちのあいだでは、薬物取引の経験はむしろ夫、子ども、親族といった自分以外の「誰かのため」の行為だったと語られる(「家族のみんが生きていけないから、自分がやるしかなかった」)のが一般的であり、自律性よりも受動性(「家族のケアに尽力する女性」)が戦略的に選ばとられていたのである。

3-3、「構造」と「エージェンシー」の相互規定性

Miller らと Fleetwood の事例において語られる女性性は対照的だが、その活用のされ方はいずれも戦略的であり、そこには語り手の「エージェンシー」を見出すことができる。そうした実践は、「みじめで無力な存在としての女性薬物依存者」という常識的イメージに挑戦する実践であり (Miller ら)、「女のくせに刑事司法に歯向かうとは何事だ」という権力作用を脱臼させる実践である (Fleetwood) 点において、既存のマスター・ナラティブの書き換えを通して「構造」を変革しようとする志向性をもった営みということができよう。しかし他方でこうした実践は、「子育て・家事に励む痩身で魅力的な女性」というジェンダー規範を活用するものであり (Miller ら)、「寡黙で家族のケアに尽力する女性」というジェンダー規範に依拠するものである (Fleetwood) という点において、ジェンダーにかかわる既存のマスター・ナラティブを上書きすることを通して「構造」を再生産する側面を有してもいる。Fleetwood は、「ジェンダーを状況づけられた行為として認識することは、そこにエージェンシーを認めることを意味する。しかし、ジェンダー・セクシュアリティ・人種・階級・年齢といった構造的不平等のコンテクストにはっきりと埋め込まれたものとしてそれを認めるのである」(Fleetwood 2015: 62) と述べているが、ナラティブ犯罪学における doing gender 研究は、既存のジェンダー規範の再生産(「構造」への埋め込み)が、また別の既存のジェンダー規範への抵抗(エージェンシーの認識)を

可能にする、という複雑な様相を経験的に明らかにしている²。

3-4、ふたつのナラティブ犯罪学——“行われている”ことと、“めざされている”こと

先述のように、こうしたフェミニズム的観点からの doing gender 研究は、シフト A とシフト B を接合するナラティブ分析として、現代のナラティブ犯罪学の最前線（のひとつ）を構成するものとみることができる。とはいえ、フェミニズム的なナラティブ犯罪学はそれ以上の含意を有してもいよう。それは、“経験的”分析を重視する（その中でシフト A とシフト B を接合しようとする）フェミニズム的なナラティブ犯罪学が有する、“規範的”な側面に関わる論点である。

解題しよう。ナラティブ犯罪学のみならず、フェミニズムの個別研究において実際に“行われている”のは、「規範の実践的運用（カテゴリ化実践やバウンダリー・ワーク）」をめぐる人々のナラティブ活動の記述であるのに対して、“めざされている”ことは、ジェンダーをめぐる構造的な不平等に対するフェミニズム的批判と、それを組み替える社会構想への規範的コミットメントであると言える。例えば上で触れた平山の研究では、男性介護者の doing gender を対象とした経験的研究が“行われている”が、その一方で、「doing gender の観察」それ自体ではなく、「doing gender による社会変動の道筋を探る問い」（平山 2017：151）の解明が、より高次の目的として“めざされている”。Miller らや Fleetwood の研究も同様だろう。フェミニズム的観点からの doing gender 研究は、仮にそれが徹底した経験的研究であっても、明示的／非明示的な規範的ゴールとして既存のジェンダー規範を正当化するマスター・ナラティブへの批判や、それを通したジェンダー秩序（「構造」）の変革（のための方途を示すこと）を設定しているのである。

ただし、本論文の文脈にひきつけて言えば、このことは同時に、「規範的コミットメントを明示しない」かたちでシフト A とシフト B を接合しようとするナラティブ犯罪学の展開も十分にあり得るということを示唆するのではないか。つまりそれは、上で述べた“行われている”こと——「規範の実践的運用（カテゴリ化実践やバウンダリー・ワーク）」をめぐる人々のナラティブ活動の記述——に役割を限定しようとするような研究である。

3-5、ナラティブ犯罪学者の規範的コミットメント

仲野由佳理による少年院処遇の研究は、そうした「規範的コミットメントを明示しない」ナラティブ犯罪学の一例だろう（仲野 2015）。そこでは、少年院での SST（social skills training）の処遇場面の参与観察と、そこに参加した受講少年および教育職員への聞きとりをもとに、矯正教育における「規範」を記述することがめざされる。仲野は、矯正教育がめざす目的に則った「望ましい行為」を選択する基準となり、矯正教育を通して内面化することが社会的に期待される「規範」を、“矯正教育における「規範」”と定義したうえで、それを「更生」という価値との関連で具体的に記述しようとする。矯正教育においては、望ましいものとしてめざされる教育目標をリジッドに設定することは困難であり（例えば、少年が出院後に悪友から遊びに誘われた際に、「嘘」についてその場から逃げ出すように指導することは、「嘘」をつくことを許

容する時点で非道徳的であるが、悪友の誘いに乗って新たな「非行」行動に加わるリスクを回避するという点では望ましいとも言える)、その意味で葛藤を呼び込む。しかし仲野によれば、矯正教育では(1)具体的な教育実践(例えばSST)が持つ価値を入念に検討し、(2)そこに葛藤が見いだされるのであればそれ自体を教育の場に持ち込んで(例えば「嘘」をつくことをめぐる葛藤に関する)試行錯誤を継続していく、という二つの「規範」が設定されているという。

少年院処遇という場が日々継続的に維持・達成している「規範」に対して、それを活用しながら相互行為を行う人々(この場合は被収容少年や教育職員)のナラティブ活動をめぐる経験的分析を通して接近しようとする点において、仲野(2015)において“やられていること”それ自体はdoing gender研究とさほど変わりはない。しかし、仲野の言う“矯正教育における「規範」”に対して仲野自身がいかなる規範的コミットメントを図るのかについては明示されず、“矯正教育における「規範」”と関係する社会内の(何らかの)価値秩序(例えば、仲野が挙げるものとしては「厳罰主義」や「保護主義」など)をどのように評価するのか、といった点も検討されない点で、仲野の研究とdoing gender研究とのあいだには大きな隔りがある。さしあたってここでは、規範的コミットメントの明示を迂回したとしても、シフトAとシフトBの接合を志向するナラティブ犯罪学研究は遂行可能である、という点を確認しておこう。

小括すべきことは、現代のナラティブ犯罪学の最前線を構成するシフトAとシフトBの接合形態には、少なくとも「規範的コミットメントを明示する」(例えばフェミニズム的な)ナラティブ犯罪学と、「規範的コミットメントを明示しない」(例えば仲野的な)ナラティブ犯罪学のふたつがあり得る、ということである。換言すれば、現代のナラティブ犯罪学の論点のひとつに、研究者の規範的コミットメントをどう考えたらよいか、つまり、「規範的なもの」へのかかわり方をどう考えるかという研究者の「主体位置(subject position)」をめぐる選択の問題が存在する、ということでもあろう³。次節では、この論点への筆者なりの見解——規範的コミットメント——を記すとともに、筆者が構想するナラティブ犯罪学のイメージを明確化してみたい。

4、規範的コミットメント・批判的ナラティブ犯罪学・ナラティブ的介入

4-1、「規範的コミットメントを明示しない」ナラティブ犯罪学の困難性

山口は、Presser(2014)を事例としながら、ナラティブ犯罪学は刑法犯を中心とする従来の「犯罪」定義を自明視することなく、「ハームフルな行為」へと研究対象をシフトさせようとする志向性を有するものの、ナラティブの外部に「ハームフルな行為」を実体として想定するスタンスをとっており、それゆえに実体論を払拭できていないことを指摘している(山口2018)。こうした問題点は必ずしもナラティブ犯罪学にのみあてはまるものではなく、社会的ハーム・アプローチを採用するあらゆる学究にあてはまるものであろう(平井2016)。本論文冒頭で示唆したように、ナラティブ犯罪学がその「緩やかな」構築主義的スタンスを厳格化させることなく「ハームフルな行為」を実体として想定し続けるのであれば、「ハームとは何か」「それをどのような基準で定義するのか」「その基準の正当性は何か」といった規範的論争にコミットせざるを得ない(コミットしないのであれば、「犯罪」概念に寄せられたのと同型の批判を免れな

い)。その意味では、先述した「規範的コミットメントを明示しない」ナラティブ犯罪学とて、「規範的コミットメントを行わ~~ない~~」ナラティブ犯罪学ではあり得ず、「(研究者は暗黙裡に)規範的なコミットメントを(常にすでに行っているが、それを)明示し~~ない~~」ナラティブ犯罪学でしかないと言えるだろう。“矯正教育における「規範」の記述に徹する仲野の研究も同様に、そうした研究のさなかに(仲野自身の言葉を借りれば)「矯正教育を比較的好意的に解釈する」(仲野 2018: 27)という規範的コミットメントを常にすでに果たしているのである。

本節では、「規範的コミットメントを明示する」ナラティブ犯罪学を支持する立場から、それが具体的にどのような学究として構想可能かについて、試論的な考察を行う。本論文が「規範的コミットメントを明示する」ナラティブ犯罪学の立場に立つ理由は比較的単純なものである。第一に、「規範的コミットメントを明示しない」ナラティブ犯罪学は結果的に、上述した自らの方法的非一貫性に目をつぶるものとなってしまいうだろう。また、第二に、「規範的コミットメントを明示しない」ナラティブ犯罪学は、自らの規範的コミットメントについて自己言及することができないが、特に研究者の規範と研究対象の規範とが必ずしも一致しないような場合、それは研究成果に倫理的非一貫性をもたらすことになるだろう。矯正施設のフィールドワークを想定するならば、調査者が矯正施設の規範(例えば、強制的拘禁のもとで被収容者処遇を行うこと)に同意しているケースであればまだしも、そうした規範に対して何らかの疑義を感じ、別様の規範を有している場合にそれを「明示しない」ことは、(自らの規範に反する)研究対象の規範を黙認することに帰結するだろう。つまり、「規範的コミットメントを明示しない」ナラティブ犯罪学には、自らの存立基盤を掘り崩すデメリットこそあれ、特に目立ったメリットを見出すことができないのである⁴。

4-2、批判的ナラティブ犯罪学

既存のナラティブ犯罪学においても、「規範的コミットメントを明示する」ような方向性が打ち出されている。例えば、『Narrative Criminology』の終章において言及される、PresserとSandbergによって「なにかんづく、不正義や惨劇を生じさせるようなストーリーを暴露する」(Presser & Sandberg 2015b: 295)役割を与えられた「批判的ナラティブ犯罪学(critical narrative criminology)」がそれに該当するだろう。しかし、そこでは「暴露」戦略の効果や、正義／不正義や喜劇／惨劇の区別・定義をめぐる正当性、当該プロジェクトの具体的展開例などについてはさほどの言及はなく、その後の批判的ナラティブ犯罪学の個別研究も蓄積されていないように思われる。PresserとSandbergは、Norman Faircloughの批判的ディスコース分析の手法に依拠しているように思われるが、そこに“われわれのナラティブ活動に枠づけを与える広範なマクロ社会・物質的構造に注意を払う”ということ以上のインプリケーションを見出すことは困難である。

「批判的ナラティブ犯罪学」の輪郭をより明確なものとするためのヒントになると思われるのが、「贖罪の脚本」モデル以降の、近年におけるMarunaの研究展開である。Marunaは、罪を犯した個人の「離脱」過程というより、それを研究対象とする「離脱」研究の側の変遷に注目し、現在、ないし近い将来において「離脱」研究は第三段階に到達するだろうことを希望的に論じ

ている (Maruna 2017)。Maruna によれば「離脱」研究は、ライフコース犯罪学を源流とするアカデミックな貢献を志向する第一段階から、長所基盤型の介入・支援モデルとして実践への応用を図る第二段階を経て、元「犯罪者」(当事者)による社会運動の帰結として「離脱」が達成されるさまを観察し、そのエビデンスを蓄積する第三段階へと段階を追って移行するという。「離脱」者たちの語りに見出される「贖罪の脚本」を経験的に同定し、それに沿ったナラティブを紡ぐことができるようかれらを支援することを志向していたのが第二段階の「離脱」研究だったとすれば、第三段階の「離脱」研究は、当事者自身がスティグマ付与的な社会を変革しようと立ち上がり、運動的自己へと没入することが「結果」として元「犯罪者」の「離脱」を促進していくさまを経験的に観察しようとする (Maruna 2017: 13)。第一段階と第二段階においては、「離脱」者を受け入れる社会の側の「構造」やマスター・ナラティブは基本的には変化せず、「離脱」者の方が社会適応的に変化することが自明視されていた。しかし、第三段階での「離脱」者は、自己ナラティブを対抗ナラティブとして鍛え上げ、それを武器にマスター・ナラティブに挑戦し、その書き換えをめざしていく。「当事者運動においては、個人の自己ナラティブが強力な武器になる」(Maruna 2017: 12)のである。

重要なのは、Maruna が第三段階の「離脱」研究の理想型を、Thomas LeBel らが進めているような効果検証研究に求めている点だろう。LeBel et al. (2015) では、「200 以上の元受刑者のサンプルをもとに、『運動』や『アドボカシー』的な態度が心理学的なウェル・ビーイングや、特に人生全般への満足度と正の相関を有していること」、そして「元受刑者の運動/アドボカシー的な態度と犯罪意識/行動が強い逆相関を示すこと」(Maruna 2017: 14)といった知見が見出された。学術的貢献(第一段階)、支援実践への示唆(第二段階)、と移行してきたアカデミックな「離脱」研究の役割はより二次的なものへと後退するが、当事者たちによる社会運動や対抗ナラティブの産出が果たす「離脱」効果を測定・記述するという役割において、犯罪学研究の貢献は揺るぎないというわけである。

本論文の議論にひきつけて言えば、Maruna によって提示された「離脱」研究の第三段階は、「規範的コミットメントを明示しない」あり方へとナラティブ犯罪学を自己限定していくような方向性であると考えられよう。そうした方向性には、先に述べたような看過できない方法上・倫理上の問題点があるのに加え、平井(2014)が指摘するような「社会の立ち直り」の立場からの批判に対する脆弱性を指摘できる。われわれが生きる社会は、“ハームフルな戦争犯罪やホワイトカラー犯罪を放置する代わりに、(相対的に)ハームレスな被害者なき犯罪や軽微な該当犯罪を「犯罪」化し、「刑罰」化する”、“起訴や裁判の過程で、ハームの重さではなく、貧困・障害・孤立といった社会的ハンディキャップの重さに応じた「犯罪」化や「刑罰」化を行う”、“そのような過程で構成された「犯罪者」に対するスティグマ化や差別を自然化する”といった正当化しがたい不公正を抱えており、われわれはそれを十分に問題化・改善することができていない。ナラティブ犯罪学者もそのような社会のメンバーの一員である以上(というよりそうした社会や刑事司法システムを自明視する中核メンバーである以上)、社会を変える責任は「離脱」者のみに求められるべきものではなく、むしろかれら以外の社会(に暮らすナラティブ犯罪学者)の側にこそ要請されてよいものだろう。率直に言えば、社会運動をしなければならぬ

いのは、そして、それを通してハームフルな行為からの「離脱」を考えなければならないのは、社会や、ナラティブ犯罪学者の側なのではないか、ということである。

では、Maruna の議論のどこに、「批判的ナラティブ犯罪学」の構想に向けたヒントがあるのだろうか。Maruna (2017) は、上述のように「社会の立ち直り」の重要性を反面教師的に気づかせてくれるものでもあるが、それによって、ナラティブ犯罪学者に対して正反対の学的方向性——「離脱」を志向する当事者のみならず、「社会」の一部としてのナラティブ犯罪学者が、積極的にマスター・ナラティブの批判や対抗ナラティブの産出を行っていくこと——の可能性を示唆すると思われる。つまり、当事者による対抗ナラティブの産出過程を観察する（と同時に、「社会運動としての『離脱』」やそれを善きものとする社会構造に対する研究者の規範的コミットメントは明示されず、結果としてそれらを黙認するものとなる）のではなく、スティグマ付与的で差別的な社会を変革するための対抗ナラティブの産出作業に当事者と同じ立場でコミットするようなナラティブ犯罪学の可能性、である。

4-3、ふたつのナラティブ的介入——個人的ナラティブへの介入か、社会的ナラティブへの介入か

Fleetwood による、二種類の「ナラティブ的介入 (narrative intervention)」の区別は、こうしたナラティブ犯罪学の具体的なイメージを鍛え上げるうえで有益であろう。Fleetwood によれば、規範的コミットメントを明示したうえでのナラティブ犯罪学者による現実介入の方法として、以下のふたつのやり方が挙げられている。第一に、Maruna による「離脱」研究の第二段階において志向されていたような、「離脱のセルフ・ストーリーを促進することをめざす心理学的介入」(Fleetwood 2016: 189) であり、そこでは個人の創造性が強調されるために介入も個人化されたものとなる。それに対して第二の、社会構造に強調点を置くナラティブ的介入では、ハームフルな権力・ディスコースのレベルへの介入が主体となり、マスター・ナラティブに対する対抗ナラティブを構想・発見・対置させるようなナラティブ犯罪学が支持される。

後者の社会レベルでの規範的介入は、「批判的ナラティブ犯罪学」のひとつの指し手となるものかもしれない。例えば、前節で見たフェミニズム的なナラティブ犯罪学の立場に立つ Serena Wright は、「阻害された離脱 (frustrated desistance)」のナラティブ的介入を構想している (Wright 2017)。彼女によれば、現代においてヘゲモニー的である「持続的犯罪者 (persistent offender)」というナラティブは、女性「犯罪者」が自らの意志や欠陥に基づく失敗ゆえに再犯を重ねる、という個人化されたストーリーを正当化するものである。しかし、実際には女性「犯罪者」の「犯罪」化と刑事司法における処遇は、かれらの生活上の希望 (雇用、住居、家族形成など) の実現を阻害する機能を果たしており、より正確にはかれらは離脱を阻害された者である——「阻害された離脱」を生きている——というナラティブがふさわしい。「持続的犯罪者」というマスター・ナラティブに対して、ナラティブ犯罪学者は経験的研究とそれを踏まえた考察を通して「阻害された離脱」という対抗ナラティブを構築し、それによって阻害要因 (構造上の不平等や刑事司法システム、それを支持する主流派犯罪学など) を改善・撤廃する必要性を言語化するというのである。

こうした社会レベルに対するナラティブ的介入の実践は、仲野（2015）の志向する「規範的コミットメントを明示しない」ナラティブ犯罪学と比較すると、方法的・倫理的一貫性があり、「社会の立ち直り」に向けた応答責任に込めようとする点で、相対的に魅力的なものに映る。しかし、もちろんそこには多くの課題や限界があるだろう。例えば Fleetwood 自身が、対抗ナラティブの語りそれ自体が、有害な公的ディスコースに依拠してしまうという事態をとりあげている。例えば、薬物使用を致命的なものとして病理化するナラティブに対抗して薬物使用の快楽を強調するナラティブを語る者が、「死ぬかもしれないスリル」として快楽を語る場合がこれにあたる（Fleetwood 2016: 185）。すぐ上で見た Wright のナラティブ的介入も、女性の「犯罪的性向」を個人化し、女性の「犯罪」化や「刑罰」化を正当化するナラティブを批判する一方で、「阻害された離脱」というナラティブを対置させることで「離脱」することの善性を自明視する危険性があるかもしれない。“女性には「離脱」する権利があるにもかかわらずその行使が阻害されている”という論理構成は、「離脱とは何か」「なぜ離脱することが善いことなのか（なぜそれ以外の生が価値下げされるのか）」といった別様の批判を呼び込むだろう。

前節で検討したナラティブ犯罪学における *doing gender* 研究が示唆していたように、ある特定の規範的コミットメントに基づくナラティブ的介入は、また別の特定の規範的コミットメントに基づくナラティブ的介入とのあいだで敵対性を形成し得る。あるマスター・ナラティブにとって批判的なナラティブ的介入が、別のマスター・ナラティブと接合し、それを補強するという事態をわれわれはどのように考えたらよいだろうか。もっとも、過度に悲観的になる必要はないだろう。重要なのは、ありとあらゆる有害なマスター・ナラティブに対抗できる無謬の対抗ナラティブの構築方法を模索することではなく（おそらくそれは不可能である）、複数の対抗ナラティブを提起しあい、それらのあいだの敵対性自体を議論の俎上に載せていくような仕組みを作ることではないだろうか。そこにおいて、重要な論点はもはや「規範的コミットメントを明示するか否か」ではなく、「いかなる規範的コミットメントがより望ましいのか」というべきものに移行していくはずだ。次節（最終節）においては、本論文の議論をまとめ、ナラティブ犯罪学におけるナラティブ的介入のあり方を「ナラティブ的闘争」として概念化したうえで、仲野（2018）の議論の再検討を通して「ナラティブ的闘争」とそのためのアーリーナ整備の重要性を確認することにしたい。

5、ナラティブ的闘争としてのナラティブ犯罪学へ

本論文では、近年の犯罪学関連領域のなかで急速に注目を集めている「ナラティブ犯罪学」に注目し、その概括的レビューを試みると同時に、それを通して、「規範的コミットメントを明示する」複数の学究問での「ナラティブ的闘争」の重要性を示唆した。ナラティブ犯罪学は比較的新しい学問領域であるが、犯罪学の内外を問わずさまざまな過去の学的アイデアから影響を受けており、緩やかではあるが構築主義的な志向性を有している。後発学問とも言えるナラティブ犯罪学は、急速に「構造」と「エージェンシー」を接合するような研究指針を掲げるようになってきているが、それはナラティブ犯罪学の本拠地のひとつでもある「犯罪」からの「離脱」をめぐる研究領域においても確認できる。また、ナラティブ犯罪学はフェミニズムとも密接な

関係性を有するが、そこでは *doing gender* 研究において顕著なように、「構造」と「エージェンシー」が架橋されるとともに、研究者が有する「規範的コミットメントを明示する」ナラティブ犯罪学が志向されていた。現実世界におけるナラティブのヘゲモニーは重層的かつ複雑であり、ハームフルなマスター・ナラティブに対して複数のナラティブ犯罪学者が多様な対抗ナラティブを提示するとともに（「ナラティブの介入」）、それらの相互批判を接続させ続けていくことが重要であろう。その意味で、むしろ賭けられているのは、「規範的コミットメントを明示することそれ自体ではなく、「いかなる規範的コミットメントが望ましいのか」をめぐって複数のナラティブの介入がせめぎあう「ナラティブの闘争」のアリーナ整備ではないだろうか。

本論文の最後に、筆者が想定するナラティブの闘争のアリーナについて、（紙幅の都合上、試論的なものに留まるが）その構成に関する見取り図を描いておきたい。そこにおいて特に重要となるのは、個々の規範的コミットメント同士の闘争がかたちづくる争点がどのようなものになるかといった点であろう。言うまでもなく、ナラティブの闘争の争点それ自体は多岐にのぼるだろうし、ナラティブの闘争が活性化され得るという意味でそれは望ましいことでもある。以下では、あくまでナラティブの闘争のおおよその構成を把握するという目的のもとで、そのなかでも特に重要と思われるふたつの争点に注目する。さらに、議論に具体的な輪郭を与えるため、規範的コミットメントの明示に関する筆者からの批判に対して寄せられた仲野からの応答（仲野 2018）を検討し、それに対する再応答を試みることにしたい。

まず、図1に示すように、理念的には、ナラティブの闘争はさまざまなタイプのナラティブ的介入を試みるナラティブ犯罪学的学究が相互批判をたたかわせながら、自らの規範的コミットメントの正当性をめぐる闘技⁵を継続していくさまとしてイメージできる（図1）。それぞれ x 軸、y 軸として図1中に示されているのが、上述した二つの争点に該当する。x 軸は、当該ナラティブ的介入が現状肯定的なものか、それとも現状批判的なものを区別するためのものである。現状肯定的介入とは、個々のナラティブ的介入が（介入対象が位置づく）社会を維持・

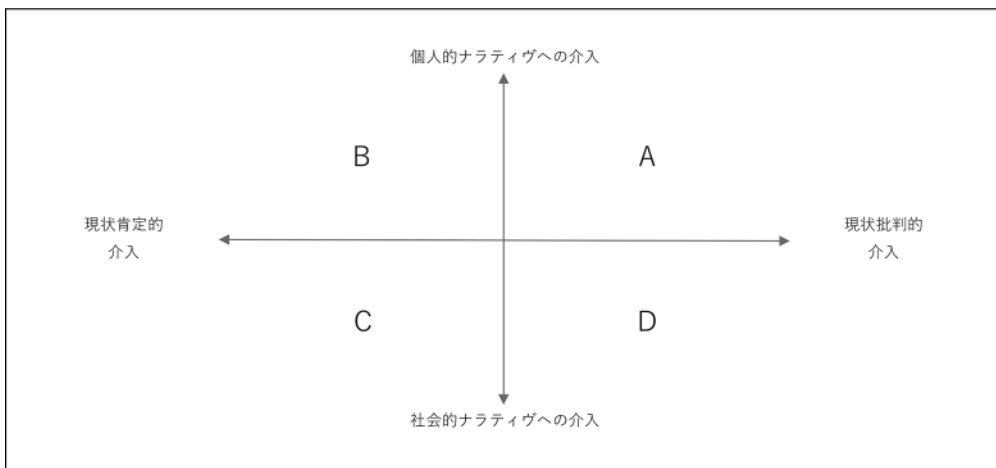


図1：ナラティブ的闘争のアリーナ

再生産するように機能するケースであり、現状批判的介入とは、同様に個々のナラティブ的介入が社会を批判・再構成するように機能するケースである。また、y軸は、おおよそ Fleetwood による二種類のナラティブ的介入の区別に対応している。個人のナラティブに焦点化する介入が「個人的ナラティブへの介入」であり、社会のナラティブに焦点化する介入が「社会的ナラティブへの介入」であると整理できるだろう。A～Dの各象限のあいだで、また、A～Dの各象限内部において、多様なナラティブ的介入による闘技が行われていくことになる。

加えて重要なのは、ある特定のナラティブ的介入がA～Dのどの象限に位置づけられるべきかという点それ自体がナラティブ的闘争のトピックとなり得るということである。例えば、「贖罪の脚本」に基づく支援を支持するようなナラティブ的介入は、厳罰モデルや医療モデルに基づくヘゲモニー的な支援の物語に対抗するナラティブである点で、自らを図1の「A」の象限（現状批判的な個人的ナラティブへの介入）に位置づけようとするかもしれない。しかし、それに対しては、「贖罪の脚本」に基づく支援が結局のところ「社会の役に立つ生」の特権化し、他のライフスタイルを価値下げしている時点で、新自由主義的合理性に適合的なりフレキシブな自己の「規律」のための——すなわち現状肯定的な——ナラティブ的介入となっているのではないか、という批判が寄せられ得る（平井 2015）。ナラティブ的闘争のアリーナでは、個々の規範的コミットメントの内容（の正当性）をめぐる闘技とあわせて、「現状肯定的介入／現状批判的介入」「個人的ナラティブへの介入／社会的ナラティブへの介入」といった境界線をどこに引くかをめぐる闘技——敵対性それ自体を明確にするための闘争——が継続されるのである。

こうしたナラティブ的闘争の具体像（や二つの争点の重要性）を理解するための近道は、言うまでもなく実際のナラティブ的闘争に参加することであろう。実は、本論文でもとりあげた矯正教育に関するナラティブ犯罪学的研究（仲野 2015）への筆者からの批判に対する、仲野自身による応答が公開されている（仲野 2018）。すぐ後で述べるように、仲野からの応答は、彼女自身の規範的コミットメントを明示するひとつのナラティブ的介入となっており、ゆえにナラティブ的闘争のアリーナに足を踏み入れるものとなっている。そこで、以下では仲野（2018）における主張を検討し、それに対する再応答を試みることを通して、ナラティブ的闘争のひとつの具体的あり方を提示してみよう。

第三節で述べたように、当初筆者は仲野による少年院研究を「規範的コミットメントを明示しない」ナラティブ犯罪学として位置づけたうえで、それとは異なる「規範的コミットメントを明示する」ナラティブ犯罪学を支持したのだった。しかし仲野は、そうした筆者からの批判に対する応答のなかで、率直に「（仲野はこれまで）矯正教育を比較的好意的に解釈する研究を産出してきた。施設内処遇を擁護するという点で、……それに関する harm の産出に関与している」（仲野 2018：27）と述べている。言うまでもなく、これは自身の価値的立場の明白な表明であり、仲野が自らの調査研究を「規範的コミットメントを明示しない」研究から、「規範的コミットメントを明示する」研究へと転換しようとしていることを示唆するだろう。筆者はこうした仲野の変化を歓迎したい。なぜなら、「規範的コミットメントを明示する」ナラティブ犯罪学同士のみが、次の段階であるナラティブ的闘争に対等な立場で参加できるからである。

それでは、仲野は自らのナラティブ的介入をどのように正当化しているのだろうか。仲野は

「意図するところは、『司法の権力性に基づく介入への批判』というナラティブに対する、『権力性に基づく介入の意義』という対抗ナラティブの提示である」と述べ、矯正施設への拘禁に伴うハームの重大さは認めつつも、社会内の環境が劣悪であり、矯正施設がほぼ唯一の緊急避難可能な場所として機能している現状においては、矯正施設での処遇が有するセーフティネット機能を否定すべきではない、と論じている。

仲野によれば、調査の過程で出会った元犯罪者は、自分自身ではそこから脱出することが困難な社会構造上の問題にからめとられるなかで非行や犯罪に至っている。このとき、「司法の権力性は、彼らを問題状況から強制的に引き剥がし、全く異なる環境に移動させることができる」とされ、そこには「ある種のセーフティネット的な役割があるのではないだろうか」（仲野 2018：27）と述べられる。もちろん、矯正施設入所者に対するスティグマや当事者の主体性の毀損、「被害者なき犯罪」の強制的収容など、拘禁が伴うハームが決して少なくないことを仲野は認識している。しかし、「矯正施設以外の（入院以前の『社会』に比べて）『安心・安全な場所』」を十分に用意できないならば、さしあたり、このセーフティネットを手放すことは得策ではないだろう」（仲野 2018：27）。従って、「矯正施設以外の『安心・安全な場所』が選択可能となる状況が整う日を期待しながら、対抗ナラティブの対置と共に、異なる『安心・安全な場所』をめぐる考察を続ける」という「二方面戦略」（仲野 2018：28）が採用・支持されるのである。

仲野のナラティブ的介入には、筆者のみるところふたつの問題点が存在するように思われる。ひとつは、社会全体を安心・安全な場所にするのではなく、社会内の安心・安全な場所の整備がめざされている点であり、もうひとつは、「社会内の安心・安全な場所の整備」→「司法の権力性に基づく介入への批判」という段階論が採られている点である。それぞれについて、詳細に検討していこう。

第一に、仲野は、女性犯罪者や女子非行少年を念頭に置きながら、かれらが生活してきた社会内の劣悪な環境（家庭、地域、仲間関係など）でも、矯正施設でもない、「安心・安全な場所」が社会内に整備され、かれらにとっての（前二者に代わる）選択肢となるような未来を希求しているように思われる。しかし、結局のところそれは、司法（矯正施設）から、医療・保健・福祉といった他の社会内セクターへと規律の場所を移していくような実践に帰結するのではないだろうか。（近年の「処罰から治療へ」や「司法から福祉へ」を標榜する動向全般にあてはまる懸念でもあるが、）そうした社会内セクターは、社会適応的な人材へと元犯罪者を規律（（再）社会化）したり、外部社会から元犯罪者を守るレトリートとして機能する——がゆえに、そうした「安心・安全な場所」の外部にある社会は変化しない——点において、矯正施設と質的な違いはないのではないかと。重要なのは、社会“全体”を、元犯罪者を含むすべての人にとって安心・安心な場所にすることであり、社会内に「矯正施設以外の『安心・安全な場所』」（仲野 2018：28）を創ることをゴールとすべきではないと言えないだろうか。確かに、仲野のナラティブ的介入は、社会構造の変革に向けた呼びかけを伴う価値的言明である点において現状批判的な社会的ナラティブへの介入であるように映る。しかし、それは結局のところ、個人を変容させることで社会適応をめざすような個人的ナラティブを促進する機能を持った介入であり、

それゆえ同時に現状肯定的なナラティブ的介入に留まるのではないだろうか。

ただし、一点留保しなければならないのは、野口（2018）が述べる、自助グループや当事者活動に見られるような「共同性」のナラティブをめぐる評価についてである。こうした営みのうちのいくつかは、個人が社会適応的に変化するのではなく、個人をとりまく生活の場や関係性（社会）の側が変化することを志向しており、個人的ナラティブの変容を目的とした介入ではなく、「共同性」の達成——すなわち社会的ナラティブの変容を目的とした介入が行われているとされる（野口 2018：228）。熊谷晋一郎は、このような「個人」ではなく「社会」を変化させていく当事者研究は、（言うまでもなく言語やナラティブの形式をも含む）社会内で共有された集合的価値や知識をアップデートする当事者「運動」、つまり社会変革の側面を有していると論じている（熊谷 2017：19-20）。もちろん、自助グループや当事者研究が（いかなるかたちで）社会内の「安心・安全な場所」足り得るか、また、それが有する社会改革の効果が（グループや共同体を超えて）どの程度社会的な波及効果を持つのか、といった点は別途検討しなければなるまい。しかし、矯正施設以外の『安心・安全な場所』を創るという構造的介入が現状批判的な社会的ナラティブへの介入として機能・帰結する可能性は、決して理論的・経験的考察抜きに無視されるべきではないだろう。

第二に、仮に第一の問題点が筆者による杞憂であったとしても、仲野は「社会内の安心・安全な場所の整備」がなされるのを待って「司法の権力性に基づく介入への批判」というナラティブ的介入を行うべきである——すなわち、「社会内の安心・安全な場所の整備」が不十分なあいだは「司法の権力性に基づく介入への意義」という“対抗ナラティブ”を対置させるべきである、という段階論を想定しているように思われる。これに対しては、そもそも両者はハームの低減という観点でつながっている以上、「司法の権力性に基づく介入（とそれがうみだすハーム）への批判」を行わない限り、「社会内の（ハームを低減するための）安心・安全な場所の整備」は進展しないのではないかと、という疑問を投げかけることができるだろう。司法の権力性に基づく介入がもたらすハームは黙認しつつ、社会内のハームを減らすために社会を安心・安全な場所に変えていくべく努力する、というのは、「規範的コミットメントを明示しない」ナラティブ犯罪学のそれとは異質だが、やはり問題含みの）倫理的非一貫性を抱え込むことになるのではないだろうか⁶。また、こうした段階論は、結局のところ矯正施設をはじめとする「司法の権力性に基づく介入（とそこでのハーム）」を永続させる口実として機能してしまうだろう（「まだ社会内の整備が充分でない以上、矯正施設を批判すべきではない」といった具合に）。だとすれば、仲野によるナラティブ的介入は、（もしかすると彼女の意図とは異なって）司法の権力性に基づく介入を無批判に称揚する議論と共振し、それにお墨付きを与える現状肯定的なナラティブ的介入として機能する恐れなしとしない。仲野は「社会内の安心・安全な場所の整備」を推進するか否か、という境界線に重要な敵対性をみてとっているようだが、むしろ敵対性は「司法の権力性に基づく介入」の意義に力点を置くのかそれを批判的にみるのか、という境界線をめぐって構築されるべきだと考える。

最後に、段階論は論理的・倫理的な問題性をはらむという点に加えて、経験的にも決して自明なものではないことを確認しておきたい。イタリアの精神科医で、いわゆるバザリア改革以

後のイタリア地域精神医療を推進したひとりであるレンツォ・デ・ステファニは、バザリアによる精神医療改革運動や急進党による国民投票運動などを背景として、1978年に「精神病院の閉鎖」を決定する180号法が議会で成立した際、「急進党のリーダーであり、国民投票の推進者、そして180号法の政治的側面における父親的存在であったマルコ・パネッラが、議会投票の前段階である議会委員会に於いて、下院議員としては唯一180号法に反対票を投じた」ことを指摘している。パネッラが180号法に反対した理由は、「地域医療発足を謳いながら、その法的保障内容が不十分——本法は精神病院を閉鎖し、患者がこれ以上入院できないように定めるものであるから、これに対応する患者の治療には包括的なケアが要求されるのは明白であるにもかかわらず、その保障内容が不十分」というものであり、こうした「将来の地域精神医療に関する内容の不十分性」という彼の主張は、実際にその後のイタリアの地域精神医療がエリアごとにはばらつきのあるものになったことや、イタリア議会が地域精神保健サービスの詳細を定める立法措置を行ったのがそれから21年も経った後であったことなどを考えると、十分に理のあるものであった（De Stefani and Tomasi 2012 = 2015 : 20-21）。

もちろん、ここで考えてみたいのは、イタリアにおける脱施設化——精神医療の権力性に基づく介入の批判——が成功したのか、それとも失敗だったのか、といったことをめぐる評価ではない。それよりもはるか以前のこと、つまり、“仮に「社会内の安心・安全な場所の整備」が不十分だとしても、「精神医療の権力性に基づく介入への批判」というナラティブ的介入は可能であり、現実的であり、効果的でもあった”という歴史的事実である。イタリアにおいて、バザリアらによる情熱的なナラティブ的介入が促進剤となって180号法が成立したように、そして（もちろん紆余曲折はあったとはいえ）地域における安心・安全な場所の整備作業が脱施設化と共時並行的に（より精確にはそれを受けて）進行したように、日本の矯正施設においても「社会内の安心・安全な場所の整備」と同時に「司法の権力性に基づく介入への批判」をめざすナラティブ的介入は可能であり、現実的であり、効果的でもあり得るかもしれない。もちろん、精神病院の閉鎖よろしく、「矯正施設の廃絶」自体がナラティブ的介入の目的となるわけではない。司法の権力性に基づく介入がもたらすさまざまなハームをなくすこと、低減することが目的なのであり、「矯正施設の廃絶」を謳うナラティブ的介入であっても司法の権力性に基づくハームが他所へと移管されるのなら意味はないし、司法の権力性に基づく介入がもたらすハームの根絶や低減につながる営みであれば、すぐさま「矯正施設の廃絶」に至らないナラティブ的介入であってもその意義を否定されるべきではない。

重ねて、仲野が依拠する段階論には、「司法の権力性に基づく介入への批判」をするまでに「社会内の安心・安全な場所の整備」をしておく必要があるという前提がある。しかし、われわれはおそらく、バザリアその人とともにそうした前提を拒絶してよいのだ。

質問 施設が開放されるまでになにができるでしょうか。
バザリア 施設を開放することです！

（Basaglia 2000 = 2017 : 43）

ナラティヴ的闘争のひとつのあり方を描くために、筆者からの批判への仲野（2018）の応答に対する再応答を試みてきた。ナラティヴ的闘争においては、個々の規範的コミットメントの内容（の正当性）をめぐる闘技とあわせて、「現状肯定的介入／現状批判的介入」「個人的ナラティヴへの介入／社会的ナラティヴへの介入」といった境界線をどこに引くかをめぐる闘技——敵対性それ自体を明確にするための闘争——が行われる。筆者と仲野（2018）とのあいだのナラティヴ的闘争が、その規範的コミットメントの内容をめぐる闘技（二つの問題点をめぐる闘技）であると同時に、敵対性や境界線をめぐる闘技でもあったことはみてきた通りであろう。もちろん、ナラティヴ的闘争に終わりはない。本論文が示唆するナラティヴ的介入を批判するナラティヴ的介入が接続され続けていくことを期待したい。

注

- 1 本論文においてナラティヴ犯罪学における構築主義的傾向が「緩やか」であると捉える際に意識されているのは、ナラティヴ犯罪学が人間の（相互）行為を言語的・社会的に構成されているものと捉える一方で、ハームフルな行為をめぐる認識論的立場が不明確であり、それによって生じる方法的諸問題への対処が不十分であるという点である。山口（2018）における議論を参考にしながら、この点については本論文第四節において再度言及したい。
- 2 こうしたことはおそらく「犯罪」領域の *doing gender* 研究にのみ当てはまることではない。平山は、「女きょうだいよりも息子（男）のほうが親の介護の担い手として望ましい理由」を息子介護者が説明する場合、「男のほうがずっとやりやすいですよ。稼ぎ先の家の面倒看なきゃ、みたいな縛りがないから」といったように、「嫁役割」という特定のジェンダー規範を自明視しつつも、「親の介護を担うのは男性のほうが容易である」と語ることで「ケア＝女性の責任」というそれとは別のジェンダー規範に対抗するナラティヴ実践となっていることを論じている（平山 2017：113-117）。
- 3 もちろん、「規範的コミットメントを明示する」ことに加えて（もしくはそれ以上に）、「いかなる規範的コミットメントを行うのか」といった規範の内容に関する論点も同様に重要である。その点は、本論文末尾において——筆者らによる批判に対する仲野からの応答（仲野 2018）を検討し、それに対する再応答を試みることとあわせて——改めて立ち戻ることにはしたい。
- 4 研究者の規範的コミットメントとは無関係に、経験的分析を遂行（アカデミックな業績を産出）できるというメリットがあるではないか、という声があるかもしれない。しかし、ナラティヴ犯罪学の場合、山口（2018）が指摘していたように構築主義的立場が徹底されていないために、そうしたメリットを享受できるだけの方法的強度に欠けるという批判が、同じ経験的分析（例えばエスノメソドロジャーなど）の側から容易に寄せられてしまうのではないだろうか。
- 5 ナラティヴ的闘争の「ルール」はいかなるものとなるべきだろうか。詳細な検討は別稿に譲るほかないが、例えば Ernesto Laclau と Chantal Mouffe が構想するようなラディカル・デモクラシーにおける民主主義的な闘技が参考になるかもしれない。闘技民主主義においては、自らの規範的コミットメントとその差異（敵対性）を明示したうえで、闘技相手を殲滅すべき「敵」でも市場における「競争者」でもなく、正当性を有した論争相手として遇する。闘技の目的は合意を形成することでは必ずしもなく、複数のナラティヴ的介入（と規範的コミットメント）のあいだの敵対性がどこに引かれるかを絶えず確認し、そして、一時的なヘゲモニー的帰結として暫定的な連帯（等価性）の可能性を探ることである（Laclau & Mouffe 1985 = 2000）。

6 もちろん、筆者による第一の問題点の指摘が「杞憂ではない」場合、つまり、仲野が「矯正施設以外の『安心・安全な場所』」という言葉で、矯正施設と質的に変わらない規律施設を本当に想定している場合には、そこに倫理的非一貫性は存在しない。先述したように、仲野は自分自身がこれまで「矯正教育を比較的好意的に解釈する研究を産出してきた。施設内処遇を擁護するという点で、……それに関する harm の産出に関与している」（仲野 2018: 27）ということを認めている。つまり上記の場合は、仲野は今後も変わらずにハーム産出に関与していくということになる。

<文献>

- Athens, L., 1994, "The Self as a Soliloquy," *Sociological Quarterly*, 35(3): 521-532.
- Basaglia, F., 2000, *Conferenze Brasilian*, Milan: Raffaello Cortina Editore. (=2017, 大熊一夫ほか訳, 『バザーリア講演録 自由こそ治療だ!』岩波書店.)
- De Stefani, R. and Tomasi, J., 2012, *Psichiatria Mia Bella*, Trento: Edizioni Centro Studi Erickson. (=2015, 花野真栄訳, 『イタリア精神医療への道』日本評論社.)
- Fleetwood, J., 2015, "In Search of Respectability," Presser, L. and Sandberg, S. eds., *Nrrative Criminology: Understanding Storeis of Crime*, New York: New York University Press, 42-68.
- Fleetwood, J., 2016, "Narrative Habitus: Thinking through Structure/Agency in the Narratives of Offenders," *Crime, media, Culture*, 12(2): 173-192.
- 平井秀幸, 2014, 「犯罪・非行からの『立ち直り』? — 社会構想への接続」岡邊健編『犯罪・非行の社会学』, 有斐閣, 251-274.
- 平井秀幸, 2015, 『刑務所処遇の社会学— 認知行動療法・新自由主義的規律・統治性』世織書房.
- 平井秀幸, 2016, 「犯罪・非行からの『立ち直り』を再考する— 『立ち直り』の社会モデルをめざして」『罪と罰』53(3): 121-140.
- 平井秀幸, 2019, 「『回復』の脚本をめぐる統治的批判へ— スマープ化する薬物支援に向けた覚書」信田さよ子編『実践アディクションアプローチ』金剛書店, 161-174.
- 平山亮, 2017, 『介護する息子たち— 男性性の死角とケアのジェンダー分析』勁草書房.
- King, S., 2013, "Early Desistance Narratives: A Qualitative Analysis of Probationers' Transitions towards Desistance," *Critical Criminology* 13: 41-57.
- 熊谷晋一郎, 「来たるべき当事者研究— 当事者研究の未来と中動態の世界」熊谷晋一郎編『臨床心理学(増刊第9号)』金剛出版, 12-34.
- Laclau, E. and Mouffe, C., 1985, *Hegemony and Socialist Strategy*, London: Verso. (=山崎カヲル・石澤武訳『復刻新版 ポスト・マルクス主義と政治』大村書店.)
- LeBel, T. et al., 2015, "Helping Others as a Response to Reconcile a Criminal Past," *Criminal Justice and Behavior*, 42(1): 108-120.
- Loseke, D. R., 2007, "The Study of Identity as Cultural, Institutional, Organizational, and Personal Narratives," *Sociological Quarterly*, 48(4): 661-688.
- Maruna, S., 2001, *Making Good*, Washington D. C.: American Psychological Association. (=2013, 津富宏・河野莊子監訳『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」— 元犯罪者のナラティブから学ぶ』明石書店.)
- Maruna, S., 2015, "Narrative Criminology as the New Mainstream," Presser, L. and Sandberg, S. eds., *Nrrative Criminology: Understanding Storeis of Crime*, New York: New York University Press, vii-x.
- Maruna, S., 2016, "Desistance and Restorative Justice: It's Now or Never," *Restorative Justice*, 4(3): 289-301.
- Maruna, S., 2017, "Desistance as a Social Movement," *Irish Probation Journal*, 14: 5-20.
- Maruna, S. and Farrall, S., 2004, "Desistance from Crime: A Theoretical Reformulation," *Kvlnner Zeitschrift fur Soziologie und Sozialpsychologie*, 43: 171-194.

- McNeill, F., 2014, Preparatory Paper for the University of Sheffield Centre for Criminological Research Seminar Series on 'Coping with Crime: Citizens and Government,' Seminar 4: 'How Best to Stop Offenders Reoffending and Reintegrate Them into Civil Society, at the British Academy in London, 15 May 2014.
- Miller, J. et al. , 2015, "Gendered Narratives of Self, Addiction, and Recovery among Women Methamphetamine Users," Presser, L. and Sandberg, S. eds., *Narrative Criminology: Understanding Stories of Crime*, New York: New York University Press, 69-95.
- 仲野由佳理, 2015, 「矯正教育における「規範」—— SST 指導場面での葛藤状況をめぐって」『教育社会学研究』96(0) : 199-217.
- 仲野由佳理, 2018, 「犯罪社会学におけるナラティブ・アプローチ」日本犯罪社会学会編『日本犯罪社会学会第45回大会報告要旨集』, 24.
- 野口裕二, 2018, 『ナラティブと共同性——自助グループ・当事者研究・オープンダイアログ』青土社.
- Presser, L., 2008, *Been a Heavy Life, Urbana and Chicago*: University of Illinois Press.
- Presser, L., 2014, *Why We Harm ?* , New Brunswick: Rutgers University Press.
- Presser, L., 2016, "Criminology and the Narrative Turn," *Crime Media Culture*, 12(2): 137-151.
- Presser, L. and Sandberg, S., 2015a, "What Is the Story ? ," Presser, L. and Sandberg, S. eds., *Narrative Criminology: Understanding Stories of Crime*, New York: New York University Press, 1-20.
- Presser, L. and Sandberg, S., 2015b, "Where to Now ? ," Presser, L. and Sandberg, S. eds., *Narrative Criminology: Understanding Stories of Crime*, New York: New York University Press, 287-299.
- Sampson, R.J. and Laub, J., 1993, *Crime in the Making: Pathways and Turning Points through Life*, Cambridge: Harvard University Press.
- Verde, A., 2017, "Narrative Criminology: Crime as Produced by and Re-lived through Narratives," *Oxford Research Encyclopedia of Criminology*: 1-26.
- Wright, S., 2017, "Narratives of Punishment and Frustrated Desistance in the Lives of Repeatedly Criminalised Women," Hart, E. L. et al. eds., *New Perspectives on Desistance: Theoretical and Empirical Developments*, Palgrave Macmillan; London, 11-35.
- 山口毅, 2018, 「ナラティブ犯罪学と犯罪の定義——犯罪研究への規範的インプリケーション」日本犯罪社会学会編『日本犯罪社会学会第45回大会報告要旨集』, 25.